

## 第450回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和6年11月13日(水)
- 2 開催年月日 令和6年12月12日(木) 午後1時30分から午後14時26分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者

### 委員(9名)

渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、  
亘理榮好委員、三田地和彦委員、平井俊朗委員、藏徳平委員

[欠席5名：菅野信弘委員、金澤秀男委員、湊謙会長、皂健一郎委員、  
斎藤千加子委員]

### 岩手県

森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤漁業調整課長、藤原  
振興担当課長、平嶋特命課長、中野主任主査、中井技術専門幹、高梨主任、片寄技  
師、工藤沿岸広域振興局水産部長、佐藤宮古水産振興センター所長、荒木大船渡水  
産振興センター水産振興課長、阿部県北広域振興局水産部長、神水産技術センター  
所長、前川漁業取締事務所長

### 事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、堀越主任主査

### 傍聴者

なし

### 報道関係者

なし

## 5 委員会の議事

第1号議案 岩手県資源管理方針の変更について(諮問)

第2号議案 令和7管理年度における岩手県の特定水産資源(さんま、まあじ、まいわ  
し太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群)の漁獲可能量について(諮  
問)

第3号議案 岩手県漁業調整規則の一部改正について(諮問)

## 6 報告事項

- (1) 令和6管理年度くろまぐろ漁獲状況及び令和7管理年度くろまぐろ漁獲可能量につ  
いて
- (2) 第41回太平洋広域漁業調整委員会の概要について

## 7 委員会の経過

### 横沢事務局長

定刻になりましたので、会長代理から開会していただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

### 亙理会長代理

会長が体調不良ということで、私から進めさせていただきます。

ただ今から、第450回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席をいただき、ありがとうございます。

また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案は、「岩手県資源管理方針の変更」、「岩手県特定水産資源の漁獲可能量」並びに「岩手県漁業調整規則の一部の改正」の諮問3件となっております。

そのほかに、報告事項が2件ございますので、よろしく御審議のほどを、お願いを申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。

### 横沢事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長代理をお願いいたします。

### 亙理会長代理

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員の確認させていただきます。湊会長、菅野委員、金澤委員、皂委員、斎藤委員の5名が欠席でございますが、9名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員として、藏委員と八木橋委員をお願いを申し上げます。

### 亙理会長代理

それでは、早速ですが第1号議案に入らせていただきます。第1号議案「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

### 横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料、こちらですけれども御準備願います。恐れ入りますが、これ以降着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業法第14条第9項の規定により、岩手県資源管理方針の変更を行うに当たり、同条第

10 項で準用する同条第 4 項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定について、御説明しますので、資料の 10 ページを御覧願います。下から 5 行目、漁業法第 14 条第 9 項になりますが、「都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定されております。

方針を変更する場合においては、第 10 項に準用規定が設けられておまして、第 4 項の「都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」という規定が適用されますことから、県の資源管理方針を変更するに当たり、知事から諮問があったものでございます。

それでは、1 ページを御覧願います。令和 6 年 12 月 3 日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文には、先ほど御説明しました漁業法の根拠規定が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。2 ページ以降に、岩手県資源管理方針の変更の内容について資料を添付しておりますが、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

#### 平嶋特命課長

水産振興課の平嶋でございます。それでは、「岩手県資源管理方針の変更について」御説明いたします。恐れ入りますが以降着座にて説明させていただきます。

本県における重要な水産資源の内特定水産資源、所謂 TAC 対象資源に関する資源管理の方向性につきましては、岩手県資源管理方針の別紙 1 に定めているところでございますが、今般国では令和 7 年 1 月から「かたくちいわし太平洋系群」を TAC 対象資源とすることとなったことから、岩手県資源管理方針の別紙 1 に「かたくちいわし太平洋系群」を追加する変更をしようとするものでございます。変更の主な内容について御説明いたしますので、資料 7 ページの新旧対照表を御覧ください。

初めに上段の公表日についてですが、本日の委員会で御審議いただき、変更して良い旨の答申をいただいた後、農林水産大臣の変更承認を受けて公表する予定のため、日付けを空欄としています。次に第 8、個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針について、左側の現行方針では別紙 1-1 から別紙 1-9 まで計 9 魚種の TAC 対象資源の資源管理方針が示されている旨記載されております。改正案は、別紙 1-9 に続けて別紙 1-10 として「かたくちいわし太平洋系群」を追加することから右側の改正後のような記載となっております。続いて 8 ページ、9 ページの表の右側に今回新たに追加する別紙 1-10 の案を記載してございます。第 8 の特定水産資源を御覧ください。今回対象となるのは国の資源管理基本方針に基づき、「かたくちいわし太平洋系群」のうち、体色が銀色のもの限定しておまして、「しらす」は対象外となっておりますので、

その旨を明記してございます。また、国の方では新たにTACの対象となる資源について概ね3年間かけて段階的にTAC管理体制の完成を目指すステップアップ管理を導入しており、「かたくちいわし太平洋系群」もステップアップ管理の対象となっております。

ステップアップ管理につきましては、令和6年6月12日に開催されました第446回岩手海区漁業調整委員会に於きまして、別紙1-9の「まだら太平洋北部系群」を追加する際に説明しておりますので、詳細については割愛させていただきますが、資料11ページの方に概要を示してございますので、後ほどお目通しを願います。

資料8ページにお戻りいただきまして、新旧対照表の第2を御覧ください。知事管理区分としては、岩手県かたくちいわし漁業とし、当該知事管理区分を構成する事項については、「まいわし太平洋系群」に準じて記載してございます。また、(2)の漁獲量の管理の手法等については、今年度はステップアップ管理の第1段階に当たり各都道府県の漁獲可能量の設定は行わず、全国の漁獲可能量を超過しないように管理することとなり、当面県単位での管理は行わないことから月1回の報告期限を定めております。

第3の知事管理区分への配分の基準ですが、本県の漁獲可能量は設定されず全国の数字の内数としての設定ですので、「全量を岩手県かたくちいわし漁業に配分する。」としております。続きまして9ページの第4、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項を御覧下さい。先ほど御説明したとおり、「かたくちいわし太平洋系群」の内「しらす」については、管理対象外ではございますが、系群全体として資源管理を推進していくという考え方のもと、「しらす」を対象とする漁業において漁獲努力量を現状よりも増加させないように努める旨を記載しております。

第5には、段階的に管理を行うステップ管理であることを記載してございます。

ご参考までに2ページから6ページまでに変更部分に下線を付した資源管理方針の抜粋版、12ページから17ページに令和6年11月21日付け農林水産省告示第2,144号で国が資源管理基本方針の一部を変更し、「かたくちいわし太平洋系群」を特定水産資源に追加した旨の公表となる官報の写しを添付してございます。詳細な説明は割愛させていただきますが、後ほどお目通しを願います。

説明については、以上となりますが、今回の変更にあたり、諮問内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## 亘理会長代理

ただ今、第1号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

## 亘理会長代理

御意見等が無ければ、お諮りいたしますが、よろしいですか。

(「はい」複数の発声あり)

## 亘理会長代理

第1号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

## 亘理会長代理

全員賛成ですので、異議がない旨、答申することと決定いたします。

---

第1号議案終了

---

## 亘理会長代理

それでは、第2号議案「令和7管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料、こちらを御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案、「令和7管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）の漁獲可能量について（諮問）」の要旨、岩手県知事から、漁業法第15条第4項の規定により、農林水産大臣から、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法の規定につきましては、資料の一番後ろ10ページに抜粋しております。10ページを御覧下さい。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、これまでも漁獲可能量を定める諮問の際、関係条項を説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは1ページを御覧ください。令和6年12月3日付けで知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。本文では、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能量を定めたいので、委員会の意見を求める旨記載されております。2ページ以降に知事管理漁獲可能量の案等について資料を添付しておりますが、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

## 平嶋特命課長

それでは、第2号議案につきまして引き続き御説明します。恐れ入りますが、以降着座にて御説明させていただきます。

最初に2ページから3ページを御覧願います。農林水産大臣から令和7年1月から12月までの令和7管理年度における本県漁獲可能量の当初配分について、さんまについて

は400トン、まあじについては現行水準、まいわし太平洋系群については12,000トン、かたくちいわしについては、大臣管理区分も含めて92,000トンの内数とする旨の通知がありました。一つページを飛びまして5ページを御覧願います。

県では特定水産資源の漁獲可能量の知事管理区分の配分は、先程も御説明しました通り、岩手県資源管理方針に定めてございます。第1号議案で御説明した通り今後、農林水産大臣の変更承認を受けて公表する予定のため日付けを空欄とします。

6ページを御覧願います。岩手県資源管理方針でまあじを規定する別紙1-1でございます。第3の太字の部分をご覧下さい。配分の基準として「全量を岩手県まあじ漁業に配分する。」とあります。続いて7ページを御覧願います。まいわし太平洋系群を規定する別紙1-2でございます。第3の1の太字の部分をご覧願います。「95パーセントを岩手県まいわし漁業に配分し、残りを県の留保分に充てる。」とあります。続いて、8ページを御覧願います。さんまを規定する別紙1-3でございます。同じく第3の1の太字の部分をご覧いただきます。「95パーセントを岩手県さんま漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。」とあります。続いて9ページを御覧願います。先程第1号議案で御審議いただきましたかたくちいわし太平洋系群を規定する別紙1-10でございます。第3の太字の部分をご覧下さい。「全量を岩手県かたくちいわし漁業に配分する。」とあります。

戻りまして、4ページを御覧願います。今回お諮りします知事管理漁獲可能量の配分案でございます。岩手県資源管理方針に従い、さんまについては、400トンの95パーセントにあたる380トンをさんま漁業に、残り20トンを県の留保とするものです。まあじについては、国から配分された現行水準全てをまあじ漁業に配分するものです。まいわし太平洋系群につきましては、12,000トンの95パーセントに当たる11,400トンをまいわし漁業へ、残り600トンを県の留保とするものでございます。かたくちいわし太平洋系群につきましては、ステップアップ管理対象として1年目は各県に漁獲可能量の設定は行わないこととなっており大臣管理区分も含めた全国の漁獲可能量を超過しないように管理することから92,000トンの内数として、全量をかたくちいわし漁業に配分するものです。

なお、今回お示ししたのは、漁獲可能量の令和7管理年度の当初配分ですが、この後国から漁獲可能量の変更の通知があった場合の取扱いについて、併せてお諮りいたします。この件につきましては、令和3年7月15日に開催されました第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りしておりますけれども、数量を明示して漁獲可能量の配分を受けている特定水産資源については、先ほど「まいわし」と「さんま」で御覧いただきましたように、資源管理方針の配分基準において県の留保枠の割合を示してございます。漁獲量が急激に積み上がってから国から追加で配分を受けた場合や他県との融通により本県の漁獲可能量に変更された場合については、急ぎ知事管理漁獲可能量を変更する必要があるため、変更された本県の漁獲可能量を当初の配分の割合で知事管理漁獲可能量と県の

留保分に機械的に配分することとし、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことについても、併せてお諮りいたします。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正については県に御一任いただくようお願いいたします。よろしくお審議を賜りますようお願いいたします。

#### 亘理会長代理

ただ今、第2号議案について事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(熊谷委員「はい」の発声)

#### 亘理会長代理

はい、どうぞ。

#### 熊谷委員

すみません。さんまですけれど、令和7年度の本県の漁獲可能量が400トン、今年本県での水揚げは7,000トンを超えた。去年の1.7倍くらいになった。実際、今年度の本県の漁獲量は、どれくらいになるのか。

#### 平嶋特命課長

本県のサンマの漁獲量ですけれども、この400トンという数字は、知事管理区分のものでございまして、北太平洋さんま漁業として北洋に行くさんま等は、この管理の中に入っていない。本県のさんま知事管理区分については、ほぼ定置網での水揚げでございまして、11月30日現在で21トン、400トンの内21トンとなっておりまして、消化率は5パーセント程度となっております。

#### 熊谷委員

ありがとうございました。

#### 亘理会長代理

熊谷委員、よろしいですか。

#### 熊谷委員

はい。

#### 亘理会長代理

その他にございませんか。

(平井委員「はい」の発声)

#### 亘理会長代理

はい。

#### 平井委員

かたくちいわしについて、ちょっと教えてください。

これから多分国のTAC指定魚種が段々増えていくんだと思うので、またこれが先例になるのかなと思うのですが、来年度はステップ管理で第1段階ということで、漁獲量

の報告だけということで、国の方で総量を管理される。具体的に現場でどういうことが起きるのかということをお聞きしたいのですが、国の方では、全国から上がってくる漁獲量を足し合わせていくわけですよね、それで国の方で必要と認められた時に各県に対して、例えば漁獲の制限みたいなこと、指示のようなものがやって来るというイメージで良いですか。

#### 平嶋特命課長

委員のおっしゃるとおり、そういった形で国の方から、毎月漁獲量を集計したものの状況を見て採捕停止になるというのが行われる可能性があります、先程ちょっと御説明したとおり、ステップアップ管理区分に於いては、採捕停止のような厳しい規制というのは、1年目は行わないことになっています。

#### 平井委員

ということは、実質92,000トンですか、これをオーバーするということも許容されるということですか。

#### 平嶋特命課長

はい、1年目につきましては、許容される場合がございます。

#### 平井委員

来年度の漁獲の結果を見て、ステップ2にどうやっていくのか、いつ移行するのか分かりませんが、何年か後に各県の枠が決まるという形になりますか。

#### 平嶋特命課長

委員おっしゃるとおりで、いずれステップアップ管理の目的としましては、まずその漁獲可能量の把握というのできるのかどうか、という部分も国と都道府県含めて実施するものでございまして、取り敢えずその漁獲の報告というのを義務付けるという位置付けでございます。

#### 平井委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

#### 亘理会長代理

はい、ありがとうございます。その他にございませんか。

(小川原委員「はい」の発声)

#### 亘理会長代理

はい、どうぞ。

#### 小川原委員

このかたくちいわしの件ですけれども、今全国で92,000トンということですが、この92,000トンの中には、まき網の分も入っているんですか。まき網は別なんですか。

#### 平嶋特命課長



この92,000トン、大臣管理区分も入ってございますので、まき網も含んでございます。ただ、区分としては、太平洋の部分でございます。全国というより太平洋海域での漁獲量という形になります。

#### 小川原委員

はい、わかりました。

#### 亘理会長代理

よろしいですか。

その他ございませんか。

(「なし」の発声)

御意見がなければ、お諮りいたします。第2号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

#### 亘理会長代理

ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定いたします。

---

第2号議案終了

---

#### 亘理会長代理

続きまして第3号議案「岩手県漁業調整規則の一部の改正について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

#### 横沢事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料、こちらを御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第3号議案、「岩手県漁業調整規則の一部改正について(諮問)」。要旨、岩手県知事から、令和6年6月26日に公布された「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適性化等に関する法律の一部を改正する法律」のうち、改正規定の一部が令和6年7月16日に施行されたこと及び令和4年6月17日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」が令和7年6月1日から施行されることに伴い、岩手県漁業調整規則の一部を改正することから、漁業法第57条第5項及び同法第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります、漁業法と水産資源保護法の規定につきましては、資料の56ページ以降に抜粋して整理してございます。初めに56ページ、後ろから2枚目の裏のページですけれどもこちらをお開き願います。

漁業法の抜粋ですが、第57条第1項には「大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。」

と規定され、同条第5項では「知事は第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

次の第119条第1項では「知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととすることができる。」と規定され、続く第2項では「知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な規則を定めることができる。」として、以下のとおり規定されているほか、同条第8項では「知事は、第1項及び第2項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

次の57ページに移りまして、水産資源保護法の抜粋ですが、第4条第1項では、「知事は、次に掲げる事項に関して、規則を定めることができる。」として、以下のとおり規定され、同条第7項で「知事は、第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

それでは、1ページを御覧願います。令和6年11月26日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

標題は、議案と同じでございます。その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておりました。結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、一部改正の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

### **野澤漁業調整課長**

水産振興課、私、野澤と申します。よろしくお願ひいたします。岩手県漁業調整規則の改正につきまして御説明いたしますので、資料23ページを御覧ください。こちらに改正の概要をまとめてございます。恐れ入りますが、以降着座にて説明をさせていただきます。

まず1の規則改正の趣旨でございますが、今回の改正は、令和6年6月26日に公布されました漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適性化等に関する法律の一部を改正する法律並びに令和4年6月17日に公布された刑法の一部を改正する法律の二つの法改正に伴いまして、都道府県漁業調整規則例が改正されたことから、この規則例に準じて岩手県漁業調整規則を改正するものでございます。

今回の改正は、下段の2の改正の概要に示しました3点について改正を行うものであり、一つ目は衛星船位測定送信機、略してVMSと呼ばれております。これを備え付け

等に係る命令について、二つ目は罰則について、三つめは刑法の一部改正に伴う所要の整備になります。これらの改正の内容につきまして御説明をいたしますので、資料の2ページ目にお戻りをいただきまして、こちらの新旧対照表をもって説明させていただきます。2ページ目でございます。表の左側が改正前、右側が改正後となっております、改正箇所を下線を引いて示してございます。一点目は、衛星船位測定送信機の備え付け等に係る命令についての所要の整備でございまして、規則第54条第2項を新設するものでございます。漁業法第52条第2項の規定では、「農林水産大臣は水産資源の持続的な利用を確保するため、漁業の許可を受けた者に対しVMS等の備え付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命ずることができる」とされているところでございます。

この規定は知事許可漁業にも準用されており、岩手県漁業調整規則第54条第1項に規定しているところでございます。今回の法改正によりまして、同法52条に第3項が新たに整備され「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。」とされたことから、今回の法改正で新たに加えられた法第52条第3項の内容を県規則第54条第2項に新たに規定しようとするものでございます。

二点目は罰則についての所要の整備でございまして、県規則第62条、第63条を改正するものでございます。漁業法に定められている罰則規定においては、従業者が違反行為を行った場合に行業者本人だけでなく、その行為者と一定の関係にある法人等に対しても刑罰を科することを定める両罰規定が定められておりました。今般の法改正により両罰規定の対象となる規定に於いて権利や義務の主体となる個人とする、所謂自然人を対象とすることを明確化するため、文言の修正が行われましたことから規則の罰則の規定についても同様に所要の整備を行うものでございます。

三点目は刑法の一部改正に伴う所要の整備でございまして、規則第62条新旧対照表の下段に示す通り懲役を拘禁刑に定めるものでございます。今回刑法等の一部を改正する法律による法改正が令和7年6月1日から施行されます。この改正により懲役及び禁錮が廃止され新たに拘禁刑が創設されたことを受け、規則第62条中懲役を拘禁刑に改める所要の整備をするものでございます。拘禁刑とは、従来の刑罰である懲役と禁錮を一本化した刑罰になります。この改正の背景といたしましては、昨今の受刑者の高齢化により刑務作業への従事が困難なケースが増加したこと等情勢の変化を踏まえ、刑務作業を義務としない拘禁刑が新たに創設されたものになります。

以上御説明した規則の改正後の全文につきましては、資料3ページから22ページに掲載してございますので後ほど御確認をお願いいたします。また改正規則の施行日につきましては、懲役を拘禁刑に改める改正に限り改正刑法の施行日と同日の令和7年6月1日とし、その他の改正部分につきましては、公布の日から施行することとさせていただきます。なお、本日お示ししました案につきましては、今後県内部の決済を経まして農林水

産大臣の許可申請及び許可、県報登載の順に手続きを行うこととしておりまして、この審査過程で内容の変更を伴わない表現上の修正を行う場合につきましては県に御一任いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

#### 亘理会長代理

ただ今、第3号議案について事務局及び県からの説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(平井委員「はい」の発声)

#### 亘理会長代理

はい。平井委員。

#### 平井委員

VMSの装備義務が発生する船の基準ですね、総トン数になるのか、トン数になるのか、漁業種によるのかわかりませんが、義務が発生する船の基準と県内の船で対象となりそうな船がどれくらいあるのか、VMSを装備するのに係る費用は漁業者自己負担になるかと思いますが、どれくらいの金額が掛かるのか、概算で構わないので、漁業者の負担がどれくらいになるのか聞きたいので教えてください。

#### 野澤漁業調整課長

ありがとうございます。VMSの装備でございますが、こちらの装備の部分につきましては、大臣許可に該当します。県許可の船はVMSの設置というのは義務ではないのですが、AISという機器が小型船舶等に整備する船もございまして県としては、やはり航行上の安全上の観点からAISの設置というのを積極的に推進しているものでございます。AISの設置につきましては、保険に入ることによってそういう補助が受けられるというような仕組みもございまして、概ね設置には20万円程度の費用が掛かるということと聞いておりました。隻数については、今手持ちの資料が無いんですけども、概ね県の許可船はVMSは付けていない状況です。

#### 平井委員

今付いていない船の大部分、沿岸で操業されているような船については、この改正後もほぼ対象にならないという理解でいいですか。

#### 野澤漁業調整課長

大臣許可は義務がありますけれども、県知事許可の船につきましては、VMSの設置義務はございませんが、一方でAISという機器がございますので、我々としては安全航行上の都合から設置を推奨している状況ではございます。

#### 平井委員

漁業者の皆さんに新たな費用負担をお願いすることになるんだろうと思いますので、くれぐれも丁寧な説明をして頂いて、御理解をいただくというのが必要かなと思います。ありがとうございました。

## 亙理会長代理

ありがとうございます。その他ございませんか。

(「はい」の発声)

## 亙理会長代理

御意見が無ければ、お諮りいたします。

第3号議案について、異議がない旨答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

## 亙理会長代理

はい、全員賛成ですので、異議がない旨答申することに決定をいたします。

---

### 第3号議案終了

---

## 亙理会長代理

次に報告事項に移ります。報告事項(1)について、県から説明をお願いいたします。

## 平嶋特命課長

水産振興課の平嶋でございます。それでは、緑色の表紙の報告事項令和6管理年度くろまぐろ漁獲状況及び令和7管理年度くろまぐろ漁獲可能量について御説明させていただきます。恐れ入りますが、以降着座にて御説明させていただきます。

くろまぐろの漁獲可能量所謂TACの都道府県管理区分の管理年度は、財政年度と同じ期間となっております。令和6管理年度は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間となっております。めぐりまして1ページ目の表を御覧願います。11月30日現在の漁獲状況を示してございます。(1)に30キログラム未満の小型魚の漁獲状況について、各月毎の昨年度の漁獲状況との比較を記載してございます。今年度は小型魚については4月に前年度比190パーセント、5月は154パーセントと早いペースで漁獲が推移しており、従来から自主的ルールとして各定置漁業権者毎に漁獲量の割当を行っておりますけれども、比較的早期に上限に達し、各定置漁業権者の皆様には、放流による混獲回避等で、漁獲量規制に取り組んで頂いているところでございます。同期比の欄を御覧下さい。11月30日現在で漁獲可能量に対する漁獲実績所謂消化率と申しますけれどもこちらが昨年度と同じ95パーセントに達しております。今年度は昨年度からの繰り越し漁獲量が少なく小型魚の追加配分が少なかったこと、また、昨年4月の30キログラム以上の大型魚の定置網への大量入網により本県の大型魚の枠が少なくなったことを踏まえて、国際会議で合意事項の小型魚の漁獲可能量に1.4倍して大型魚に振り替える特例措置を用いて小型魚9.0トンと大型魚12.6トンと交換して大型魚の枠を増加させたこともあり、昨年度に比べ小型魚の漁獲可能量が13.1トン程少なくなっております。このような厳しい中、今年も各定置漁業権者の皆様には、県の漁獲可能量の遵守に御協力いただいているところでございます。

(2) に大型魚の漁獲状況を示してございます。昨年度は4月に一部定置への大量入網で県全体の漁獲可能量の89パーセントまで漁獲が積み上がった経緯を踏まえ、今年度は大型魚も小型魚と同様各定置漁場に自主ルールによる漁獲割当を行って管理をして頂いているところでございます。同期比の消化率の欄を御覧ください。約4分の一の定置漁業権者で漁獲割当の9割近くを消化している一方、県全体の11月30日現在の消化率は42パーセントに留まっております。

令和7管理年度以降、国は国内の都道府県別への配分のルールで直近3か年の漁獲実績を基準とすることにしており、漁獲実績が少ない年は将来の配分に不利となることから、県の定置漁業協会と相談し一時的に自主ルールの漁獲割当を解除し消化率を高める対応に取り組んでいるところでございます。くろまぐろの漁獲量配分につきましては、年によって来遊状況が変動があり、予測もつかないことから難しい面もありますが、引き続き国からの漁獲枠の配分が増大するよう対応していきます。

2ページを御覧下さい。先日報道でもありました通り、12月9日に国から令和7管理年度におけるくろまぐろ漁獲可能量の配分案が公表されました。表を御覧下さい。大臣管理区分については、この後、大型魚と小型魚の振替があり昨日水産政策審議会資源管理分科会で決定した数値と若干異なっていることを御了承下さい。小型魚については、大臣管理区分が前年比101.8パーセントの1,292トン、都道府県への配分が前年比133.5パーセントの2,927.7トンとなっております。本県の漁獲可能量は前年の78.8トンに比べ114.8パーセントの90.5トンでございました。都道府県配分の伸び率に比べ本県の比率は若干低くなっておりませんが、これは国の方で小型魚の配分方法の変更があり、近年の漁獲実績が反映されたことにより増加した県があったものと、元々配分が少ない県への上乘せ等があったため、本県への伸び率が相対的に低くなってございます。

大型魚については大臣管理区分が前年比119.6パーセントの5,304.8トン、都道府県への配分が前年比161.3パーセントの2,816.7トンとなっております。本県への漁獲可能量は前年の55.1トンに比べ161.7パーセントの89.1トンで、国全体の都道府県配分の伸び率とほぼ同じとなっております。いずれも国際会議で合意された大型魚1.5倍、小型魚1.1倍をやや上回っており、本県への当初配分としては過去最大の配分量となっております。

(2) に今後のスケジュールを示してございます。12月下旬に国から漁獲可能量の通知がございませう。大臣管理区分の漁業については、管理年度が1月から12月の期間となっていることから都道府県に先立ち1月から大臣管理区分の漁獲管理が開始されます。本県の漁獲可能量については、次回の海区漁業調整委員会に県の留保分を除く漁業者への配分量の設定を諮問させていただき予定でございませう。その後漁業者への配分量が決定後漁業関係団体と定置網漁業、はえ縄漁業との配分量を調整することとしており、来年4月1日からの漁獲管理開始を予定してございませう。

なお、これまでも御説明してきたところですが、今回公表なつた配分量は、令和7管理年度の最終的な配分ではなく、令和6管理年度が終了し4月以降、全国の都道府県の

漁獲実績と国の留保の繰り越し数量の集計が完了した後、国から5月下旬に追加の配分量の通知がございます。この追加配分につきましては、例年通り6月に当委員会で御報告させていただきたいと存じます。以上で報告を終わります。

#### 亘理会長代理

ただ今、県から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

御意見等がなければ、報告事項の(2)に移りますが、よろしいですか。

(「はい」の発声)

#### 亘理会長代理

はい、ありがとうございます。報告事項の(2)に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

#### 大野事務局次長

事務局次長の太田と申します。報告事項(2)について、御説明させていただきますので、桃色の表紙の資料を御用意ください。これ以降着座での説明とさせていただきます。

報告事項(2)「第41回太平洋広域漁業調整委員会概要」について、

開催日時、令和6年11月18日(月)15:00~17:30。

開催場所が、東京都千代田区、AP市ヶ谷 7階ルームB。

出席状況、委員定数28名中23名の出席がありました。委員であります湊会長と事務局から私太田は、Web会議により参加しました。

#### 議題

##### (1) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

「太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)」について承認しました。

令和6年11月18日付けで同指示を発動いたしました。

##### (2) くろまぐろ遊漁専門部会の設置について

くろまぐろ遊漁の管理の高度化を推進することを目的とした「くろまぐろ遊漁専門部会」を広域漁業調整委員会に設置することについて承認しました。

##### (3) 遊漁者のくろまぐろ採捕の制限の違反者への対応方針の変更について

令和6年2月29日付け太平洋広域漁業調整委員会指示第46号の違反者への対応方針について、これまでの対応方針に加えて「漁業法第157条第1項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長(又は会長代理)一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日委員会に報告するものとする。」こととしました。

##### (4) 広域資源の管理について

委員会には、太平洋北部会と太平洋南部会が設置されており、それぞれの部会で、資源管理に取り組んでおり、その内容について報告がありました。

太平洋北部会から「サメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ及びキアンコウの資源状況及び広域資源管理の取組」、太平洋南部会から「キンメダイ、伊勢湾・三河湾のトラフグ、マアナゴ、シャコ、イカナゴの資源状況及び広域資源管理の取組」について報告がありました。

(5) その他としまして、「TAC資源拡大に向けた検討状況」と水産庁の「令和7年度資源管理関係予算」について、報告がありました。以上で報告を終わります。

#### 亘理会長代理

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(「ありません」、「なし」の発声)

御意見がなければ、その他に移りますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の発声)

---

報告事項終了

---

#### 亘理会長代理

委員の皆様から、委員会で共有したい情報等はございませんか。

#### 亘理会長代理

県の方から情報提供はございませんか。

#### 野澤漁業調整課長

ございません。

#### 亘理会長代理

事務局から何かありませんか。

#### 横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会は、今年度最後の委員会となりますが、2月13日木曜日午後1時30分から、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

#### 亘理会長代理

それでは、これで本日の日程は、全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様、本当に御苦労様でございました。ありがとうございました。

---

終了 (午後2時37分)

---